扨又小生ハ国賊を誅すると
一定の職責に任ずるとの二條
件々はさてハ未だ何れの御挨拶
を為したる覚えなき故此二條件を
廃せさるを理由として小生の入社を
御拒絶なされたるハ如何にも心得
難き事なるへしと候しかし小生を
熟考仕りしに小生の如き我儘
者ハ議会一旦ハ入社することと候
へしとするを永く御拒否なさるを
到底覚束なしと存し小生ハ之れハ
御申込ハ今の内諾施にお断
り申したる次第なれハ悪しからず御承知被
下度候ハ今日限り全く消滅
したるものと看做すへく候
右貴答迄 匆々頓首

吉川眞之助

遠山石田 貴兄 様